投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改

画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条の候補者が法第九十八条第二号、第四号及び第五号(当該設立企三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員	「投票の産業所が下国へであるます。)  に該当しない旨の官公署の証明書(当該設立企画人又は設立時執二 設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第三号	誓約する書面 立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号に該当しないことを立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号に該当しないことを一の三 別紙様式第二号の二により作成した設立企画人(法人であ	[一・一の二 略] に作成されたものに限る。)とする。 げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内	2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲第百八条 [略]	(投資法人設立届出書の添付書類)	改正後
設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号かの候補者が法第九十八条第四号及び第五号(当該設立企画人又は三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。)	はいずりでは暑り正月香立時執行役員の候補者が、法人である場合を除く。	[号を加える。]	[一・一の二 同上]	2 [同上] 第百八条 [同上]	(投資法人設立届出書の添付書類)	改 正 前

	四の三 別紙様式第九号の二により作成した執行役員及び監督役員		が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面	五.	を除く。)	別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第二号 六を除く。) 執行役員及び監督役員が法第九十八条第三号に該当しない旨の 五が法第九十八条第二号に該当しない旨の 五	、第四号及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同執行役員及び監督役員が法第九十八条第三号に該当しない旨の 五部活発員及び監督役員が法第九十八条第三号に該当しない旨の 五が法第九十八条第二号に該当しない旨の 五
O Z	第二百十五条 [同上]  (投資法人の登録申請書の済代書報)	号を加える。] 日十五条 [同上] 日十五条 [同上]		しない言の官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人寿を加える。]	である場合を除く。) である場合を除く。) である場合を除く。)	別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第四号 一〜四の二 同上] 一〜四の二 同上] 対行役員及び監督役員が法第九十八条第二号及び第三号に該当 本行役員及び監督役員が法第九十八条第二号及び第三号に該当 である場合を除く。)	及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号百十五条 [同上] 「一〜四の二 同上] 「一〜四の一 同一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

# 行役員が誓約する書面

田子子 ( 田大一四条各号)のいずれにも該当しないことを当該監督役員が 第五号までに係る部分に限る。)から第五号まで及びこの府令第 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号から 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号(法第九十八条第二号を 国人である場合には、法第百条第一号による。 国人である。

誓約する書面

[八~十四 略]

(登録事項変更の届出)

第

応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しな届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更二百十九条 登録投資法人は、法第百九十一条第一項の規定による

「· · 二 略]

ければならない。

は監督役員となった者に係る次に掲げる書面三 執行役員又は監督役員に変更があった場合 新たに執行役員又

7 第二百十五条第四号及び第四号の三から第八号までに掲げる

書面

口 [略]

[四~六 略]

[八~十四 同上]

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 [同上]

[一・二 同上]

三

[同 上]

イ 第二百十五条第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面

口[同上]

[四~六 同上]

別紙様式第2号の2 (第108条第2項第1号の3関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

設立企画人 住 所

氏 名
(法人にあっては、商号又)
は名称及び代表者の氏名

誓 約 書

設立企画人及び設立時執行役員の候補者は、投資信託及び投資法人 に関する法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

## (記載上の注意)

設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び 設立時執行役員の候補者」とあるのは、「設立時執行役員の候補者」とする。

別紙様式第3号(第108条第2項第3号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

 別紙様式第3号(第108条第2項第3号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

氏名 「

昏 約 書

○○財務(支)局長 殿

「様式を加える。〕

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第 私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第 します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び 第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第9号の2 (第215条第4号の3関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

投資法人 住 所

商号

執行役員名

約

当投資法人執行役員及び監督役員は、投資信託及び投資法人に関す る法律第98条第2号に該当しない者であることを誓約します。

別紙様式第10号(第215条第6号関係)

(日本産業規格A4)

月

○○財務(支)局長 殿

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」 とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

「様式を加える。〕

別紙様式第10号(第215条第6号関係)

(日本産業規格A4)

月  $\exists$ 

○○財務(支)局長 殿

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条 約します。

### (記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び 第5号|とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号(第215条第7号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

氏 名 臼

約

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条 | 第2号、第4号及び第5号並びに第100条第2号から第5号まで並び に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれ にも該当しない者であることを誓約します。

# (記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び 第5号|とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条 第2号 第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓 第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します

# (記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」 とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号(第215条第7号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

○○財務(支)局長 殿

氏 名

钔

約

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条 第4号及び第5号、第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及 び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しな い者であることを誓約します。

# (記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」 とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。